

環境厚生常任委員会

日 時 平成27年4月23日(木)午前11時00分～
場 所 第3委員会室

1 開 議

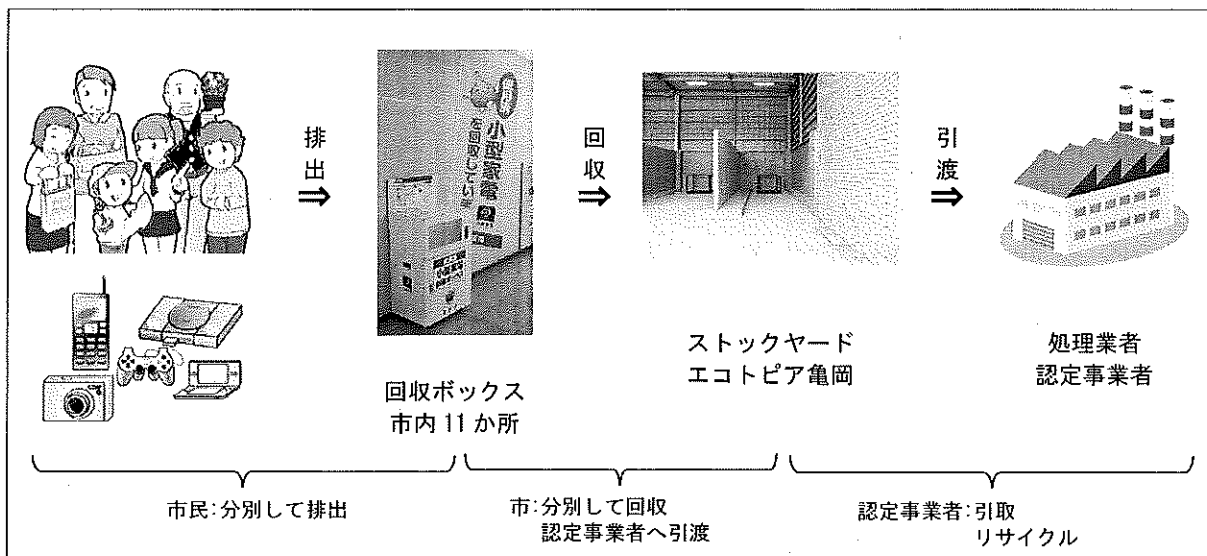
2 案 件

(1) 行政視察について
視察項目に係る事前調査

3 その他

使用済小型家電のリサイクル実証事業

国の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」を活用し、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき使用済小型家電を拠点にて分別収集することで、金属などの資源の有効利用を図ります。実証事業期間が終了する平成 28 年度以降も事業を継続します。



※ 国の実証事業に選定されることにより回収ボックス、チラシ等の器材が現物で支給され、本市の負担は回収ボックスからストックヤードまでの収集運搬経費のみとなります。

回収開始日	平成 27 年 10 月 1 日
回収品目	特定対象品目 16 分類（別紙のとおり） 特定対象品目とは、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目として国がガイドラインにおいて指定するものです。
回収ボックス 設置場所	11 か所 市役所本庁、ガレリアかめおか、上下水道部庁舎、桜塚クリーンセンター、エコトピア亀岡、若宮管理センター、交流会館、東部文化センター、保津文化センター、馬路文化センター、犬甘野児童館 ※その他に環境フェスタなどのイベントでも回収します。
回収ボックス 投入口サイズ	タテ 15 cm、ヨコ 40 cm 収集品目のうち一般的な大きさのものが投入できるサイズです。
予定回収量	5.5 t / 年 1 人あたり回収量：0.06kg / 人・年、国のガイドラインを参考
認定事業者へ の引き渡し	特定対象品目を収集対象に設定することにより、無料での引き渡し又は売払 いできます。

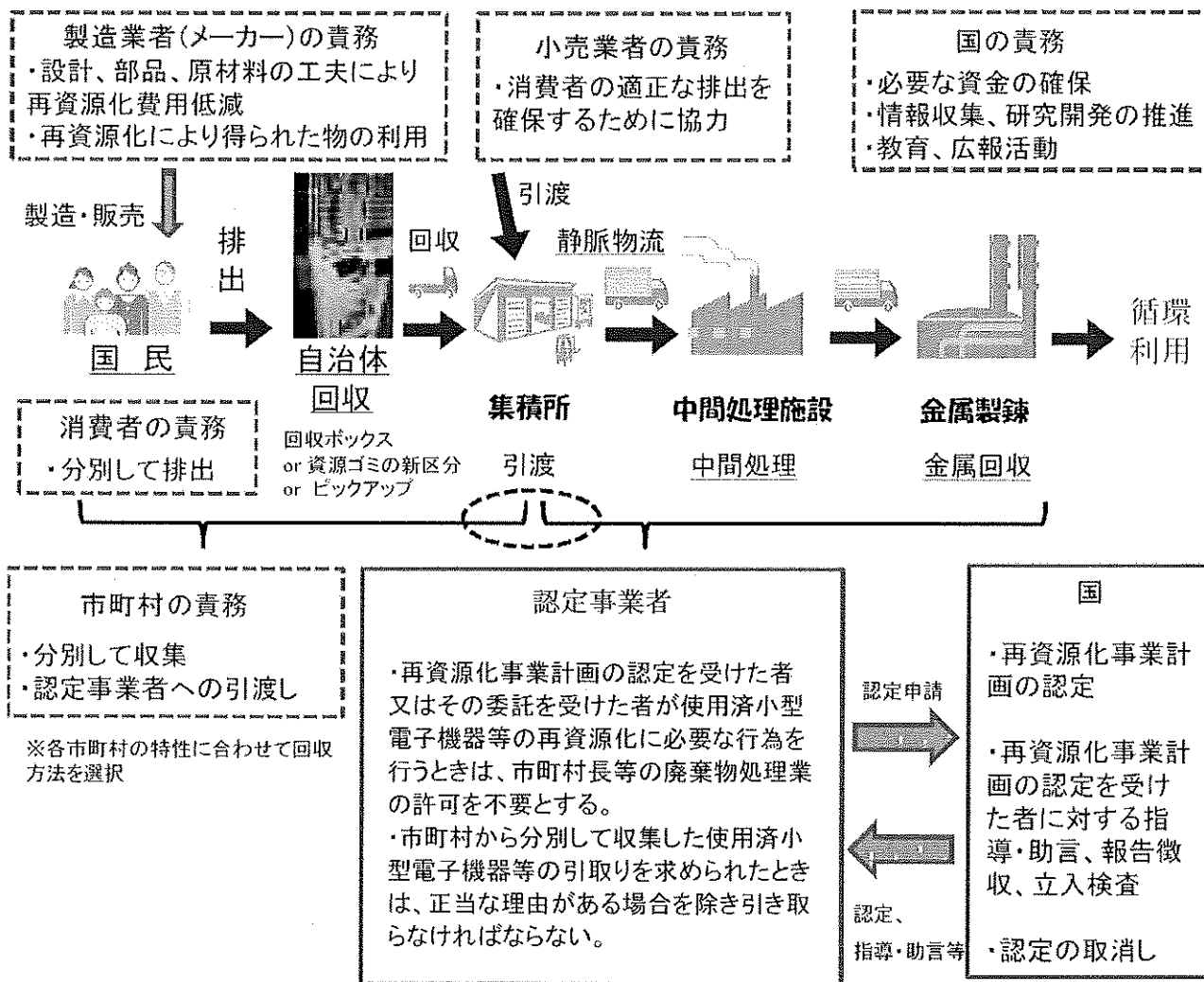
○その他

宅配による小型家電の回収を行う認定事業者と協定を締結し、市民の排出機会の拡大を図る予定です。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の概要

施行期日	平成25年4月1日
法制定の目的	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
制度概要	市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、適正なりサイクルを行うことを約束した者を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じて再資源化をすすめる。

○仕組み



特定対象品目 16分類

1	携帯電話端末・PHS 端末、パーソナルコンピュータ（モニターを含む） ※これらには、タブレット型情報通信端末を含みます
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器（DVD-ビデオ、HDD レコーダ、BD レコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ(セット)、チューナ、STB)
6	音響機器（MD プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ）、デジタルオーディオプレーヤー（HDD）、CD プレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、IC レコーダ、補聴器）
7	補助記憶装置（ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード）
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	電子血圧計、電子体温計
11	理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）
12	懐中電灯
13	時計
14	ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トレンド玩具）
15	カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCD プレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICS ユニット、ETC 車載ユニット）
16	これらの附属品（リモコン、AC アダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）

平成27年4月23日
環境厚生常任委員会 月例会

－ 提出資料 －

1. 地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」について
・・・（子育て支援課）

2. 介護予防・日常生活支援総合事業について
・・・（高齢福祉課）

健康福祉部

地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」について

1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 現状（課題）

- ・急速な少子化の進行
- ・核家族化
- ・地域のつながりの希薄化
- ・保護者の就労形態の多様化 など

(2) 課題を解決するための取り組みについて

- ・平成24年8月に「子ども・子育て支援法」制定。
- ・平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」本格スタート。

<主な内容>

- 幼稚園と保育所の良いところを一つにした「認定こども園」を普及する。
- 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい働きやすい社会にする。
- 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。
- 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援していく。

(3) 主な支援事業

☞「資料1 地域子ども・子育て支援事業について P2～P3」参照

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 亀岡市の子育て支援施策について

子どもを安心して産み育てられるとともに、子どもが健やかに成長できるように「いきいきかめおかっこ未来プラン」に基づき、子育て支援施策の取り組みを積極的に進めてきている。

具体的には

- ①こども医療費助成制度の拡充
- ②特別支援保育の充実
- ③地域子育て支援の拠点整備
- ④保育所の待機児童の解消
- ⑤病児・病後児保育の充実
- ⑥妊婦健診の無料化
- ⑦不妊治療費の助成 など

3. 利用者支援事業について

☞「資料1 地域子ども・子育て支援事業について P5～P7」参照

(1) 事業の目的

一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者、または妊娠している方等がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、必要な支援を行うことを目的とする。

(2) 事業の内容

子ども・子育て支援法第59条第1項に基づき、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

(3) 亀岡市の取り組み

平成27年度から新規事業として実施（3箇所にて実施）

(4) 松戸市（千葉県）の取り組み内容（子育てコーディネーター）

- ・地域の子育て支援拠点の中心スタッフを「子育てコーディネーター」として養成。
- ・子育ての悩み等の相談を受け付け、保育所・幼稚園等の子育て支援施設・事業の情報提供や専門の機関への紹介。
- ・実施場所については、訪れやすさを考慮し親子にとって身近な地域の「拠点」で実施されている。

介護予防・日常生活支援総合事業について

1 介護保険法の一部改正

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）

平成26年6月18日成立 平成26年6月25日公布

2 制度改正の主な内容

(1) 地域包括ケアシステムの構築

【重点化・効率化】

- ア 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- イ 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

(2) 費用負担の公平化

【重点化・効率化】

- ア 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- イ 低所得者の施設利用者の食費・住居費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

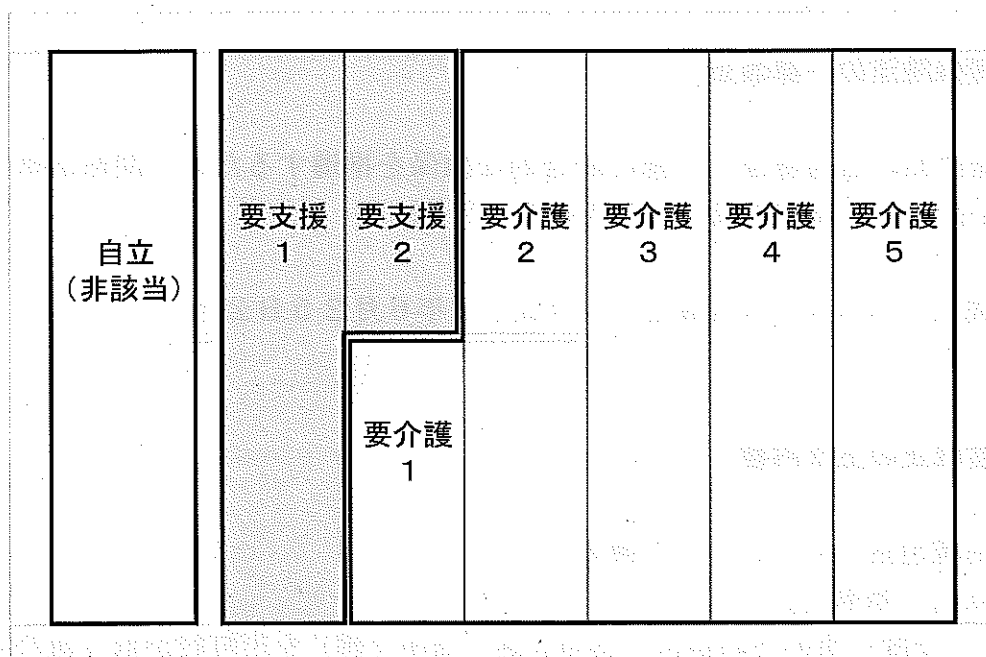
※ 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

☞ 「みんなのあんしん介護保険 P16」

※ 介護予防通所介護（デイサービス）

☞ 「みんなのあんしん介護保険 P18」

3 要介護（要支援）区分



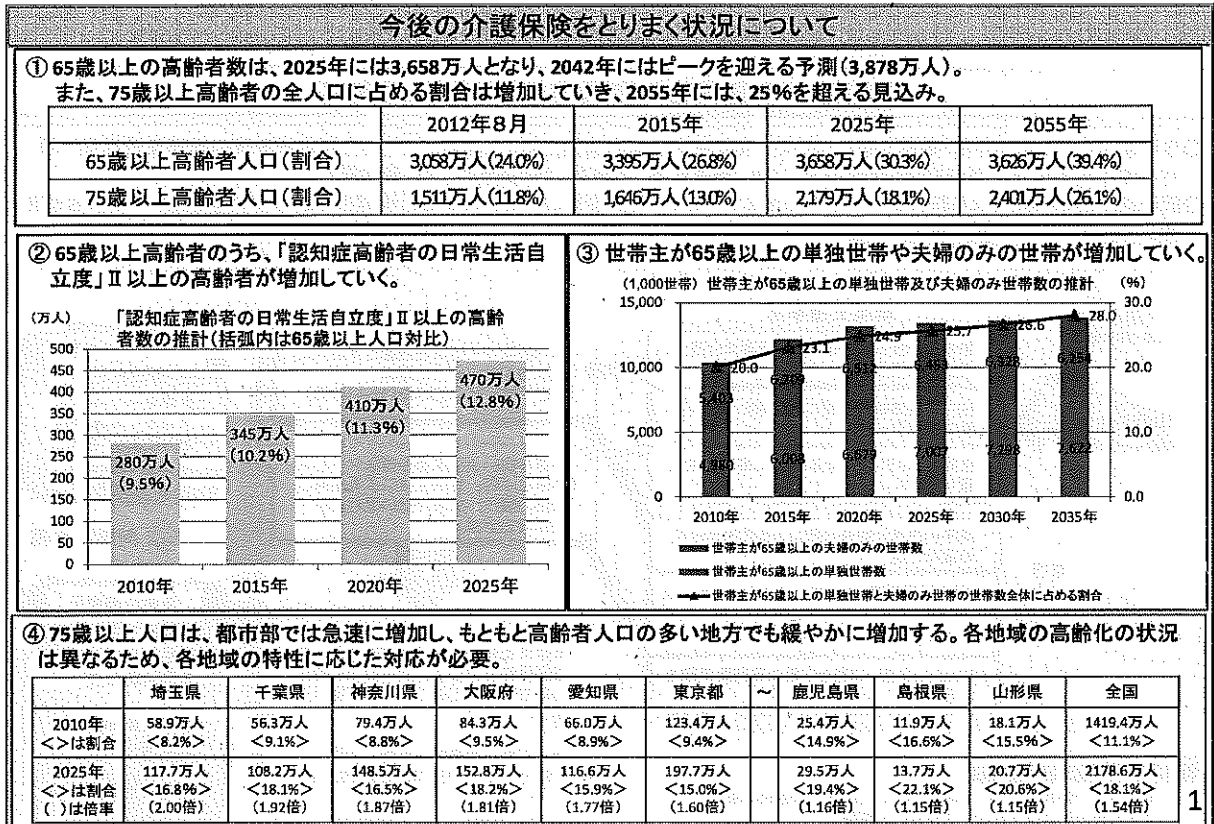
4 介護保険事業経費の負担割合（平成27年度～平成29年度）

(単位：%)

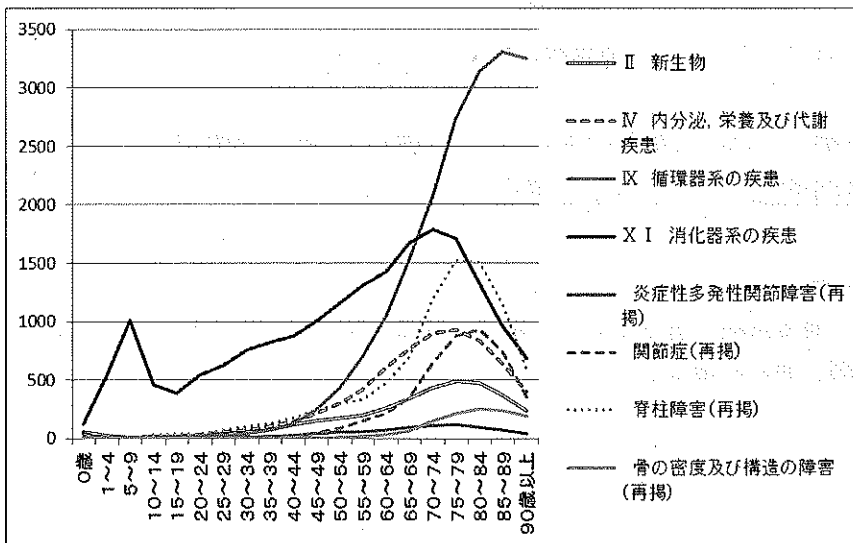
	保険給付		地域支援事業	
	居宅サービス	施設サービス	介護予防事業	包括・任意事業
国	25	20	25	39
府	12.5	17.5	12.5	19.5
市	12.5	12.5	12.5	19.5
支払基金	28	28	28	-
保険料	22	22	22	22
計	100	100	100	100

【介護予防・日常生活支援総合事業】

1 そもそも『介護予防・日常生活支援総合事業』はなぜ必要となったのか？



単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者(『できない』まではいかないけど『代わってもらえるなら助かる』『あると助かる』ニーズを持った高齢者)が増加する中、生活支援の必要性(専門的な支援までは要らないけど自立した生活をおくるには『物の移動と自分の移動と自分と周囲の安心』のための支援が必要な高齢者)が今後団塊の世代(昭和22年から昭和24年生まれ)が2025年(平成37年)に向け増加していくことが予想されるため、この対応を行うと



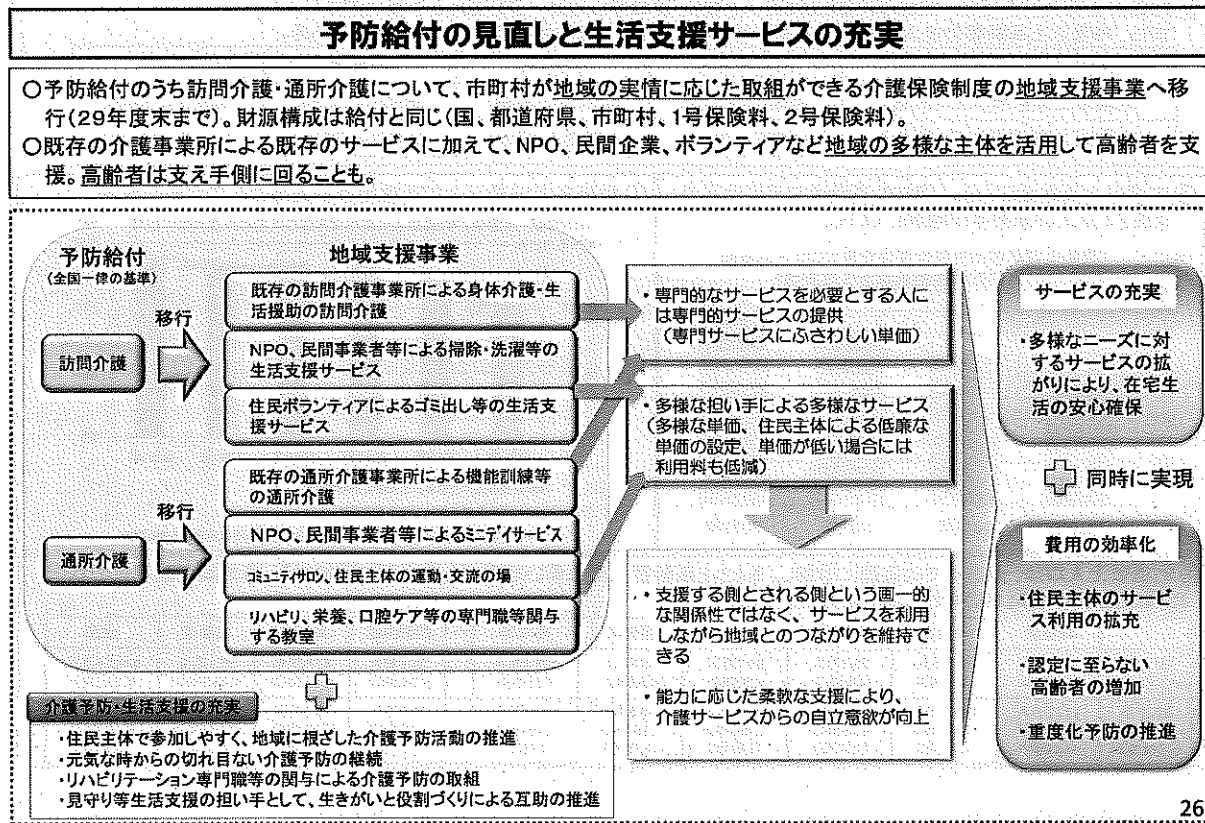
ともに、高齢者が自ら社会参加する場を確保することが必要となったため。

■ 高齢者の実像
年齢を重ねると、加齢に伴う膝、腰の痛み、体力の低下などから、高齢者は日常生活に“不自由さ”を感じる場面が増える

厚生労働省 平成23年度データ

2 どういった事業なのか

要支援者のなかで、専門的なサービスが必要な方には、現行相当のサービス。それ以外でサービスの必要な方には多様な担い手による支援の提供を基本とする事業



ア 現在の要支援者(要支援1, 2)について

専門的なサービスを必要とする人

現行の要支援サービス相当のサービス提供

身体介護、認知機能の低下した方への生活援助、デイサービスなど

イ『物の移動と自分の移動と自分と周囲の安心』に支援の必要な高齢者

要支援者のなかで、専門的なサービスを必要としない人

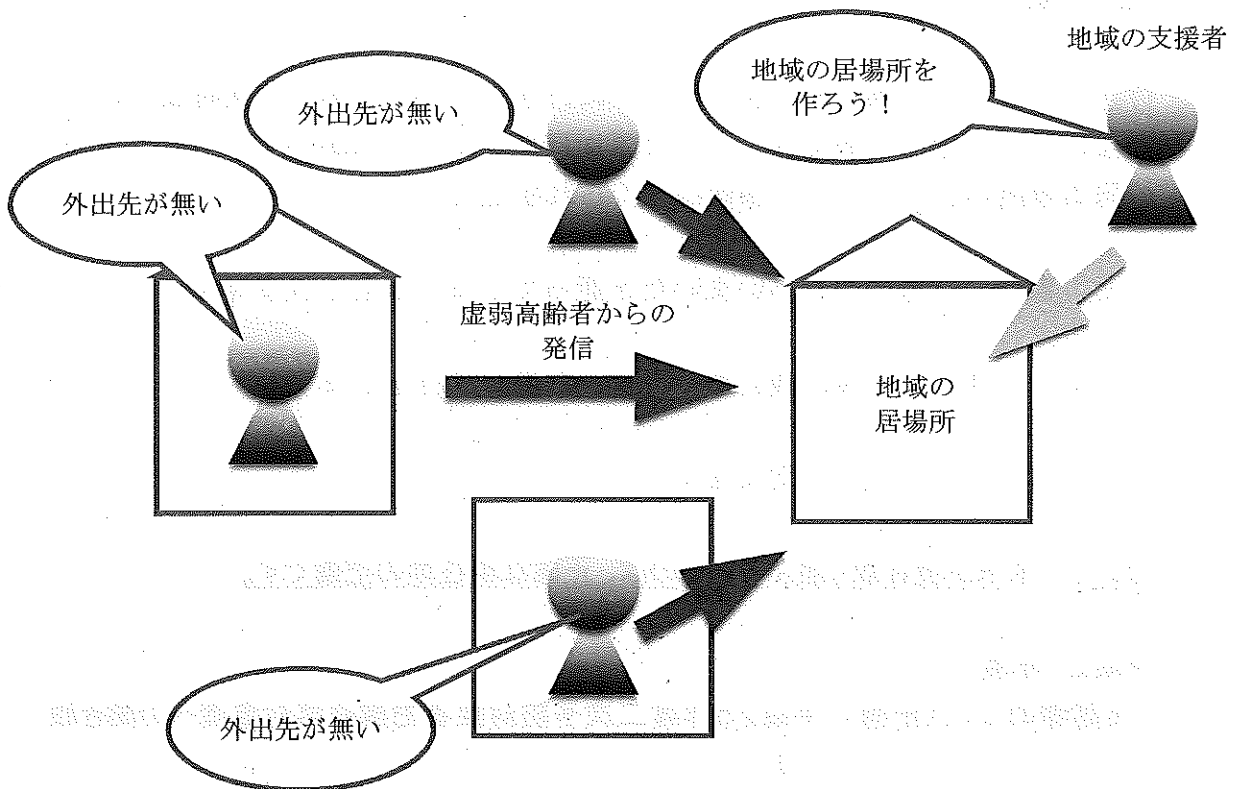
多様な担い手による多様なサービス

ア 介護保険事業者などと雇用契約のある方による掃除、調理、買い出しなどのサービス

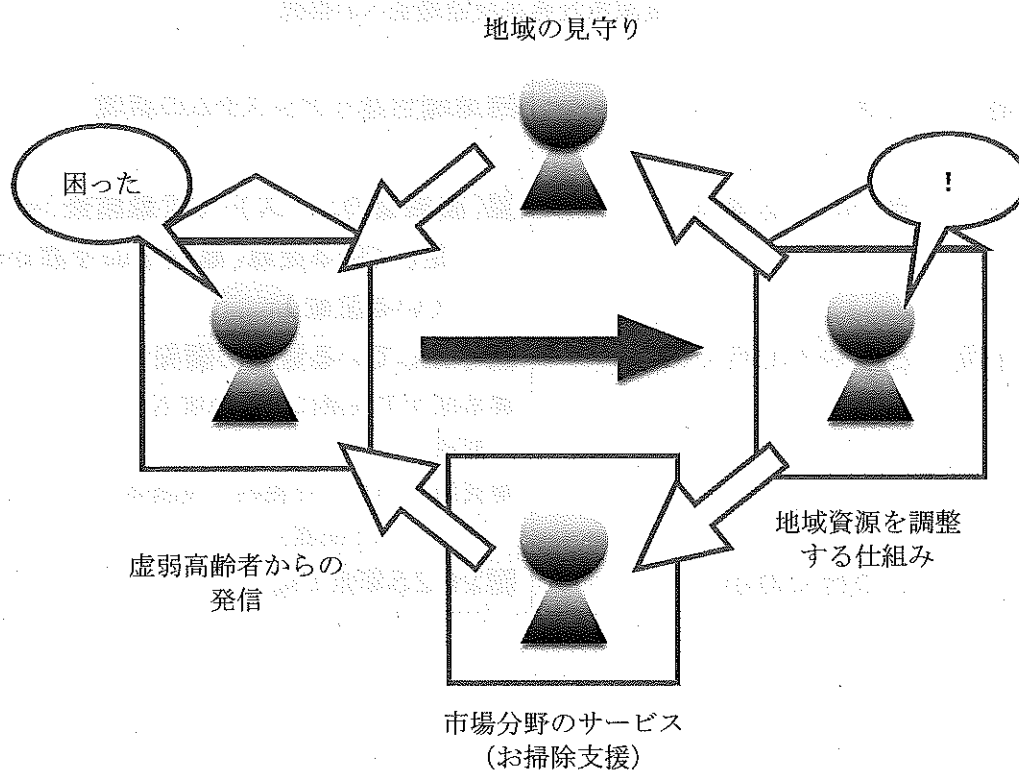
イ 住民主体の支援(訪問、通いの場など)

3 具体的な例

■ 地域での居場所づくり



■ 地域資源と地域資源を調整する仕組み



4 亀岡市の取組

目的を達成するためのアプローチ
旅行に例えると…

行きたいところ（例えばニューヨークに行きたい！）があっても何時までに行かないといけない（例えば、12月24日までに）とわかっているけど、自分の居る場所がわからないと旅程は立てられません。

また、自分の位置情報があいまいだと迷ってしまうかもしれません。

なのに、とりあえず飛行機に乗ったり、鉄道で旅行をしますか？

そんな旅行は絶対にありえません。

なので、本市が現在取り組んでいるのは、正確な現在地の把握です。

平成27年度

高齢者のニーズ把握＝平成25年度二次予防対象者把握事業対象者への聞き取り

資源の把握＝市内の事業者、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、地縁団体の資源把握
（亀岡市社会福祉協議会への委託）

目的地	行きたいところ	■地域包括ケアシステムの実現
現在地	自分のいる場所	■(高齢者のニーズ)-(資源調査)=不足している資源(亀岡市の今置かれている位置)
旅行手段	どうやって行くのか	■不足している資源の開発 ■地域ケア会議による地域ネットワークの形成 ■資源をつなぐ仕組み(協議体とコーディネーターの配置)
日程	いつ行くのか	■2025年までに